

# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会  
〒420-8558  
静岡市葵区春日2丁目4番34号  
TEL 054-253-5580  
FAX 054-253-5589  
[インターネット]  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>  
静岡県国保連合会 検索

請求方法が、伝送 (ISDN)、磁気媒体 (CD-R, FD)、紙の事業所様で、インターネット請求を検討されている事業所様は、是非ご覧ください。

なお、請求省令により、伝送 (ISDN) 及び紙 (例外規定あり) での請求は、平成30年3月31日までとなっておりますので、早期のインターネット請求への移行をご検討ください。

## 【インターネット請求申請書の提出】

インターネット請求を始めるためには、「インターネット請求申請書」が必要です。静岡県国保連合会のホームページから、申請書をダウンロードしてご記入のうえ、郵送してください。※新規開設事業所の場合は、提出不要です。

例：平成28年4月（3月サービス提供分）から請求予定

→平成28年3月25日までに送付が必要。（請求開始の前月25日期限）

ただし、代理人請求の場合、別途手続きが必要になるため、前月10日までの提出をお願いします。

## 【電子請求受付システムにログインするためのID、仮パスワードの発行】

インターネット請求申請書を国保連合会が受付後、請求開始の前月11日以降に「電子請求登録結果に関するお知らせ」を郵送致します。

この書類に①ログインID、②仮パスワード（初回ログイン後、任意のパスワードに変更）、③電子証明書発行申請用パスワードを記載しています。大切に保管してください。

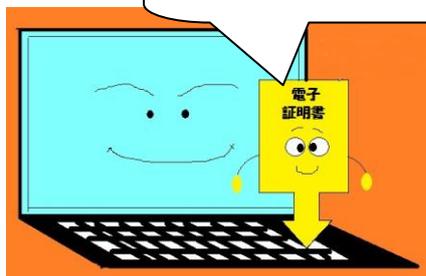
## 【電子証明書の発行申請と手数料】

電子請求受付システムを利用するには、電子証明書がパソコンにインストールされている必要があります。これは、請求者を特定し、なりすまし等の不正利用を防ぐための手続きです。証明書の発行は有料となります。

**ポイント**：証明書を発行申請する区分によって、金額等が変わります。

発行申請される場合は、十分ご注意願います。（証明書発行後の変更はできません。）

ダウンロードと  
インストールをしてね！



### 電子証明書発行手数料について

#### 1 介護保険の請求を行う

申請者	証明書区分	有効期間	支払い方法	手数料金額
事業所	介護	3年	介護給付費との相殺	13,200円
代理人	介護	3年	振込又は介護給付費との相殺	13,200円

#### 2 介護保険と障害者総合支援の請求を併せて行う

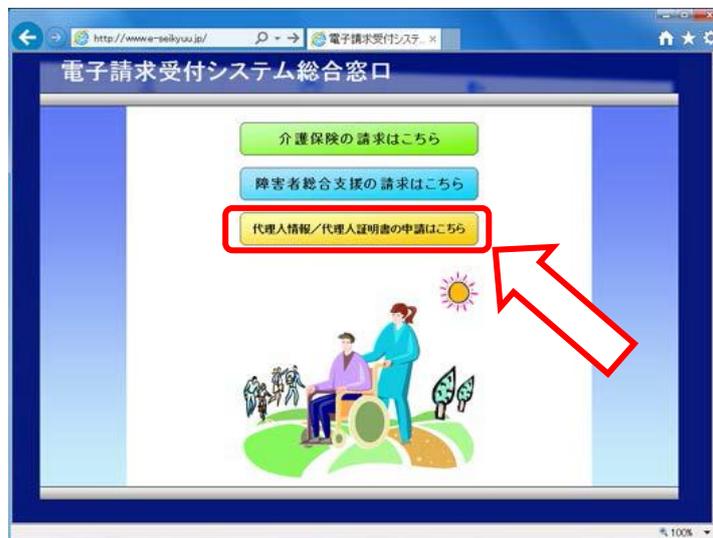
申請者	証明書区分	有効期間	支払い方法	手数料金額
代理人	介護・障害 共通	3年	振込又は介護給付費との相殺	13,900円

請求事務を担当される方は、御一読ください。

## 【代理人申請について】

電子証明書は、事業所番号単位で1つ必要となります。（発行手数料も同様）  
しかし、同一法人や、第三者に依頼して複数の事業所をまとめて請求する場合、  
代理人申請をすることで、100事業所まで1つの証明書で請求することが可能です。

この申請は、「インターネット請求申請書」と別に、「代理人登録申請書」が必要となります。（印鑑証明、登記簿謄本等要添付。）詳細は、電子請求受付システムの「代理人申請請求を始める前に」をご覧ください。



「はじめての方」をクリックすると「代理人申請請求を始める前に」をダウンロードできます。

## 【パソコンのOSがWindows10の場合】

平成28年1月1日現在、電子請求受付システムの動作保証ができません。  
動作保証されるまで、今しばらくお待ちください。

## 【電子請求受付システムに関するお問い合わせ】

介護電子請求  
ヘルプデスク →

TEL 03-3985-3277 050-3388-7065

FAX 03-3985-6643

電子メール [mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp](mailto:mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp)

① 請求期間（1日～10日）

平日 10:00～19:00

※日・祝日の受付は行わない

土曜日 10:00～17:00

② 請求期間外（11日～月末）

平日 10:00～17:00

※土・日・祝日の受付は行わない

請求事務を担当される方は、御一読ください。